

三田市立富士中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月14日(最終改定)

三田市立富士中学校

表紙	1
目次	2
① 本校の方針	3
② いじめの防止等の対策に関する基本理念	3
③ いじめの防止等に関する基本方針	3
1 いじめの定義	3
2 いじめの認知	4
3 学校の取組	4
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し	4
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	4
(3) いじめ防止における具体的な取組	5
(4) 早期発見における具体的な取組	7
(5) いじめに対する措置	7
(6) 取組に対する評価	8
4 家庭、地域、関係機関の役割	8
(1) 家庭の役割	8
(2) 地域の役割	9
(3) 関係機関の役割	9
④ 重大事態発生時の対応について	9
1 市教育委員会又は学校の対応	9
(1) 学校が主体となる場合	9
(2) 市教育委員会が主体となる場合	10
(3) いじめを受けた児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等	10
(4) 調査の実施	10
(5) 調査結果の説明・公表	10
(6) 調査結果を踏まえた対応	10
(7) 市長への報告	10
2 市長による再調査	10
⑤ いじめの防止等の検証及び見直し	10

1 本校の方針

【学校教育目標】	「夢や希望をもち、目標に向かってたくましく生きる生徒の育成」
【めざす生徒像】	「真」真理を探究し、自ら意欲的に学ぶ生徒 「善」道徳性を身につけ、社会的規範となる善い行いを心がけ、自分や他人を大切にし、共に生きる生徒 「美」美徳を意識し、正しく判断し、粘り強く行動する生徒

上記の学校教育目標の下、いじめ防止に向け、日常における生徒の些細な変化を見逃さず、いじめをしない、させない、許さない等、「いじめを生まない土壌づくり」を目指し、教育活動全体を通じて、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために「富士中学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめられた子どもたちの心や体を傷つけ、時には命さえ奪ってしまう最大の人権侵害行為である。しかしながら、いじめはどこでも、どの子どもにも起こり得る問題であるため、その防止等の対策は、社会全体で取り組むことを旨としなければならない。

いじめをしない、させない、見て見ぬふりをしないなど、いじめを許さない社会の実現にあたっては、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第3条の基本理念に則り、市、市民、学校、公的機関、家庭及び地域社会の構成員がそれぞれの責務や役割を自覚し、主体的かつ相互に連携及び協力しなければならない。

いじめ防止対策推進法（※以下、四角枠内条文同じ）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

【いじめの基本認識（兵庫県教育委員会：兵庫県いじめ防止基本方針より）】

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者へ転換を促すことが重要である。

3 いじめの防止等に関する基本方針

1 いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

(留意点)

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ、SNSやインターネット等を通じて知り合うなど、当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。
- ・具体的ないじめの態様(文部科学省:いじめ防止基本方針より)

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- ・上記「具体的ないじめの態様」以外にもいじめに該当する場合がある。
- ・これらのいじめの中には、犯罪行為(インターネットを通じて行われるものを含む)として、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、学校が把握した時点で早期に警察に相談したり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれたりする。このような場合には、いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで対応する必要がある。

2 いじめの認知

全教職員が法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、生徒の小さな変化も見逃さないよう、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の受けとめが重要である。けんかやふざけ合いであっても、気づかないところでいじめを受けている場合がある。また、好意から行ったことが意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もある。背景にある事情の調査を行い、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じている被害性に着目し、法の定義に基づいて、いじめに該当するか否かを判断する。ただし、いじめにあたと判断した場合でも、事案に応じて、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することも可能である。なお、いじめに該当するか否かの判断にあたっては、以下の点にも留意する。

(留意点)

- ・「弱い者に対して」というような生徒間の人間関係にはよらない。
- ・お互いに心理的又は物理的な影響を与える行為をしている場合は、それぞれの行為がいじめに該当するか否かを判断する。「一方的」な行為か否かにはよらない。
- ・行為が繰り返し行われているなど、継続しているか否かにはよらない。行為が1回限りの場合であっても、被害性に着目して判断する。
- ・いじめを受けていても、当該生徒がそれを否定したり、「大丈夫」と答えたりする場合は多々あることを踏まえ、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている場合には、その苦痛が「深刻」であるかなどによって限定して解釈することがないようにする。

3 学校の取組

(1)学校いじめ防止基本方針の策定と見直し

法第13条に基づき、学校における、いじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を決める。その際、生徒、保護者、地域住民、関係機関等と連携して策定するものとする。

「学校いじめ防止基本方針」は、保護者や地域住民が内容を確認しやすいように公表(ホームページへの掲載等)し、年度初めには保護者等に必ず説明するとともに、生徒に対しては、特別活動の時間等に、発達段階に応じて学校いじめ防止基本方針の周知を図る。

学校いじめ防止基本方針の見直しにあたっては、いじめ対策の達成目標を設定するとともに、年間計画を定める。そして、その取組状況等を学校評価項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。なお、生徒、保護者、地域住民等の意見も参考に、学校いじめ防止プログラム等の年間計画を作成、実施することを通じて、より一層、学校いじめ防止基本方針の理解を促進する。

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2)学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

法第22条に基づき、いじめを防止、早期発見し、組織的に対応するため、「学校いじめ対応チーム」を設置する。必要に応じて、学校いじめ対応チームには※1スクールカウンセラーや※2スクールソ

ーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者などの専門的な知識を有する者を加え、事案を協議、検討する。

※注）※1スクールカウンセラー（SC）

いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動を起こす児童生徒、更には、大規模自然災害や感染症拡大の影響等でストレスや不安を抱える児童生徒やその保護者の心のケアを行う専門家。

職務には、児童生徒や保護者へのカウンセリングだけでなく、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助、児童生徒の困難・ストレスへの対処方法や身近な人に相談する方法を身に付ける教育プログラムの実施等がある。

※2スクールソーシャルワーカー（SSW）

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、いじめや暴力行為等の問題行動や不登校、貧困、虐待等、課題を抱える児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する福祉の専門家。

職務には、個別ケースの見立て（アセスメント）及び、課題解決の手立て（プランニング）への支援に加えて、学校内におけるチーム支援体制の構築や、支援方法等を検討する会議の事前調整等を行う。

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【学校いじめ対応チームが担う役割の具体例】（文部科学省：いじめ防止基本方針より）（未然防止）

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割（早期発見・事案対処）
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行も含む）

生徒にいじめに関するアンケートを実施する際には、学校いじめ対応チームについて具体的に認識しているかを調査し、取組の改善につなげる。個々の教職員は、生徒や保護者からいじめに係る相談を受けたり、生徒の気になる表情や言動、体調の変化等に気づいた場合、法第23条に基づき、原則としてそのすべてを学校いじめ対応チームに報告しなければならない。そして、学校いじめ対応チームは、当該生徒及び保護者の意向を尊重して、指導の方針を決定し、組織的に対応する。なお、学校いじめ対応チームの会議で決定した指導の方針やその後の対応等については、説明責任が果たせるよう適切に記録する。

学校いじめ防止基本方針等には、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。なお、学校いじめ対応チームの会議において事案対処や事後対応について検討する際、専門家による生徒や保護者のアセスメントや心のケア、事案対処等への助言、関係機関との連絡調整だけでなく、学校の組織体制の構築や見直しについても、積極的に指導助言を受ける機会とする。

（3）いじめ防止における具体的な取組

①いじめについての共通理解

全教職員は、法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、生徒の小さな変化を見逃さないため、「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得る」、「どの生徒もいじめを受けた者にもいじめを行

った者にもなりうる」という認識をもち、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。その上で、日頃から、生徒の言動などに変化が見られる場合は教職員間で情報を共有し、すぐに話を聞くなど、組織的に対応する。その際、いじめが疑われる場合は、学校いじめ対応チームで適切に対応し、事案を軽視することなく、積極的にいじめを認知する。

第 23 条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについては、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。また、いじめに関する道徳の授業を学校いじめ対応チームが実施するなど、学校が組織的にいじめに対応することが生徒に理解されるような取組を行う。

② 信頼関係の構築

いじめの防止には、学校、保護者、地域が一体となり、生徒の豊かな心を育てるなど、「いじめを生まない土壌づくり」が重要である。そのため、教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境を整える。また、普段から学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、校内の教育相談を充実させ、生徒や保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、家庭訪問等により生徒や保護者の声に耳を傾け、信頼関係を構築する。さらに、日頃から学校を積極的に開き、PTAの各種会議や保護者会、学校ホームページや学校便りにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換や情報交換をする場を設けるなど、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらい取組を行う。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめを行った生徒の背景には、学習や人間関係等の様々なストレスも要因の一部にあることを踏まえ、一人一人が活躍できる集団作りやストレスに適切に対処できる力を育成する。また、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。「発達に課題がある生徒」「海外から帰国した生徒や外国籍の生徒、外国にルーツを持つ生徒」「性的マイノリティの生徒」「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒」等は、これらのことがきっかけとなり、いじめを受けることがあるため、日常的に当該生徒に適切な支援を行い、保護者と連携し、周囲の生徒に対して、必要な指導を組織的に行う。

④ いじめに向かわない態度・能力の育成

学校は、生徒が仲間や教職員と心通いあわせ、安全、安心に生活できる場でなければならない。そのため、全教職員は、生徒が主体的に授業や行事に参加し、活躍できるよう、日頃から「わかる授業づくり」「自己有用感や自己肯定感の向上」に努めなければならない。そして、「規律ある学級経営」を行うことで、生徒に集団の一員としての自覚や自信、意欲、感謝する心などが育まれ、互いを認め、心通いあう人間関係・学校風土を自らつくり出していくことが期待される。さらに、生徒の幅広い社会性を育むため、道徳教育や人権教育、特別活動、体験活動等を充実させる。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、生徒の※3ストレスマネジメントや※4ソーシャルスキルトレーニング、さらには※5ピアサポート活動を計画的に実施し、いじめに向かわない態度や能力の育成につなげる。

※注)

※3ストレスマネジメント

様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法。始めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング(対処法)」を学習する。危機対応などによく活用される(文部科学省:生徒指導提要より)。

※4ソーシャルスキルトレーニング

様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となる(文部科学省:生徒指導提要より)。

※5ピアサポート活動

「ピア」とは児童生徒「同士」を意味し、児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラム。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねる(文部科学省:生徒指導提要より)。

⑤ 生徒が主体となった取組

道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、いじめ問題について考えを深め、生徒が互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動、携帯電話やスマートフォンの使用に関するルールを作る活動など、いじめ防止を訴えるような主体的な取組を推進し、いじめを許さない学級・学校づくりを促進する。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の内容を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上を図る。また、全ての生徒に貸与しているタブレット端末の活用方法も含め、小学校低学年からの情報モラル教育を推進し、警察等関係機関と連携し、発達段階に応じて生徒に指導する。保護者に対しては、家庭におけるスマートフォンやインターネット等の利用に関するルールを子どもの意見を取り入れて作り、環境の変化や子どもの成長に合わせてルールを定期的に点検、見直すよう、積極的に啓発する。

⑦ 自殺予防教育の推進

命や暮らしの危機、様々な困難やストレスへの対処方法を身につけ、辛い時や苦しい時には、ためらわずに助けを求める態度を培う「SOS の出し方に関する教育を含めた※6自殺予防教育」を推進する。

また、生徒が出したSOSを教職員が見逃すことなく、受け止めることができる力を養うための研修等を行うとともに、保護者、地域住民、関係機関との連携を図る。

※注)

※6自殺予防教育 自殺対策基本法第17条第3項

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

⑧ 学校園所連携の強化

保育園所、幼稚園、認定こども園と小学校間、また、小学校、中学校、高等学校間でのいじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有や配慮を必要とする生徒のきめ細かな引継ぎを進学時に行い、また、日頃から緊密に連携する。

(4)早期発見における具体的な取組

いじめは大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいに類して行われることを認識する。したがって、些細な兆候であっても、いじめではないかとの危機意識を持って積極的に認知し、初期段階から学校いじめ対応チームで、組織的かつ適切な対応を行う。また、早期発見には、学校いじめ対応チームの会議を毎週あるいは毎月など、定期的を実施し、情報共有することが有効である。学校は、定期的、また必要に応じて生徒を対象としたいじめに関するアンケートや教育相談などにより、集団や個々の生徒の現状把握に努める。また、人権作文や道徳の感想文、いじめに関するアンケート等には児童生徒の本音や援助を希求する内容が記されていることがあるため、すぐに確認、点検し、組織で情報共有する。

(5)いじめに対する措置

学校は日頃からいじめの早期発見に努めるとともに、生徒や保護者から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、法第23条に基づき、以下の通り、適切な措置をとる。

- ①発見、連絡を受けた教職員は一人で抱え込まず、他の業務より優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対応チームに報告する。
- ②その後は、学校いじめ対応チームが中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行う。なお、学校いじめ対応チームの会議は緊急性に基づいて随時実施し、情報共有のうえ、役割分担等を決定し対応する。
- ③事実確認の結果は、速やかに校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒等の保護者に連絡する。
- ④各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録するとともに、全教職員で共有し対応する。

- ⑤いじめがあったことが確認された場合、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉等の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。
- ⑥いじめを受けた生徒や保護者に対しては、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除き、状況に応じて、複数の教職員が、見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。必要に応じていじめを行った生徒を別室で学習させるなど、いじめを受けた生徒などが安心して教育を受けられるようにする。
- ⑦いじめを行った生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、成長支援の観点をもちながら指導する。その保護者へは、協力を求めるとともに継続的な助言を行う。
- ⑧いじめがあることを連絡した生徒に対しては、学校はその生徒のプライバシーが完全に守られるよう十分に配慮する。また、勇気をもっていじめを連絡したことで不利益が生じないよう対応することをはっきりと伝え、安全で安心な学校生活を送れるよう取組を徹底して行う。
- ⑨いじめを加害・被害の二者関係だけの問題にとどめず、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払うなど、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。
- ⑩いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと判断したときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに三田警察署に通報して対処する。
- ⑪いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が目安として3カ月間継続して止んでいること。この期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その際、当該生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により必ず確認する。

- ⑫いじめが解消している状態に至った上で、生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、いじめを受けた生徒の心身が回復し、いじめを行った生徒が抱えるストレス等の問題が取り除かれ、当事者や周りの者が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成される。

第 23 条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(6)取組に対する評価

学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対応チームを中心に点検し、必要に応じて見直すという PDCA サイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込む必要がある。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。いじめの防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的また必要に応じたいじめに関するアンケート、教育相談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

4 家庭、地域、関係機関の役割

(1)家庭の役割

子どもたちの豊かな人間性を育むためには、家庭が子どもにやすらぎと安心を与える場であることが重要である。そのため、法第9条に基づき、保護者は日頃から子どもたちに基本的な生活習慣や学習習慣を身につけさせる責務がある。さらに、子どもたちの思いやりの心や善悪の判断など規範意識の基盤をつくるため、いじめ等の問題についても、日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に伝えなければならない。なお、子どもがいじめを受けた場合は、速やかに学

校や関係機関と協力し、子どもをいじめから守らなければならない。

また保護者は、学校や市教育委員会等が行ういじめ防止等の取組に協力し、いじめ等の問題に関して協働して取り組むよう努める。

第 9 条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護 する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うため の指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ の防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

第 1 項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと 解してはならず、また、前 3 項の規定は、いじめ防止等に関する学校の設置者及び その設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(2)地域の役割

子どもたちは地域の中で育つ。そのため、地域の構成員は子どもたちが安心して活動できる安全な地域づくりを進める。また、地域で子どもたちに多様な体験の場を提供するなど、地域全体で家庭教育を支えることも重要である。「地域の子どもは地域で育てる」ことを念頭に、学校や家庭と協力しながらどの子どもに対しても温かい目で見守り、育てていく。

(3)関係機関の役割

各関係機関は、法第 17 条に基づき、いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、定期的な情報交換会を実施するなど、学校、家庭、地域、市教育委員会との連携を強化する。

第 17 条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支 援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互 間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団 体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

4 重大事態発生時の対応について

1 市教育委員会又は学校の対応

市教育委員会又は学校は、法第 28 条に基づき、重大事態(※)が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ)には、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

【※重大事態とは】

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(法第 28 条第 1 項第 1 号)。

具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を指す。重大事態であるか否かは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(法第 28 条第 1 項第 2 号)。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

第 28 条第 3 項 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1)学校が主体となる場合

学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ対応チームが、学校長の指導及び指揮の下調査を行う。なお、市教育委員会は学校と連携し、学校問題サポートチームを派遣して、適切な指導、助言、支援を行う。

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大 事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（２）市教育委員会が主体となる場合

いじめを受けた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合、法第14条第3項に基づく市教育委員会の附属機関である「三田市生徒指導等問題対策委員会」による調査を行う。

（３）いじめを受けた生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

調査実施前に、いじめを受けた生徒・保護者に対して、①調査の目的・目標 ②調査主体 ③調査時期・期間 ④調査事項・調査対象 ⑤調査方法 ⑥調査結果の提供について説明する。

（４）調査の実施 いじめを受けた生徒や在籍生徒、教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた生徒や情報提供者を守ることを最優先とした調査実施が必要である。なお、調査の実施にあたって、学校は市教育委員会や関係機関との連携を図る。得られた情報については迅速に整理する。

（５）調査結果の説明・公表

法第28条第2項に基づき調査を行った時、市教育委員会又は学校は、三田市個人情報保護条例に基づき、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、関係者の個人情報に十分配慮し、必要な情報を適切に提供する。また、いじめを行った生徒及びその保護者への情報提供については、いじめを受けた生徒・保護者に確認した後にする。

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、市教育委員会及び学校として、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒・保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

（６）調査結果を踏まえた対応

市教育委員会においては、調査の結果を踏まえ、いじめを行った生徒に対する出席停止措置の検討や、いじめを受けた生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を行う。

（７）市長への報告

法第30条に基づき、市教育委員会は、重大事態が発生した旨を市長に報告する。

2 市長による再調査

市教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、市教育委員会又は学校の調査の結果について調査を行うことができる。調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。

⑤ いじめの防止等の検証及び見直し

この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、三田市生徒指導等問題対策委員会に実施状況を報告した上で、必要ある場合は見直しを行う。